

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十六号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(奈良県手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百二十八の項を次のように改める。

百二十八	削除		
------	----	--	--

別表第一の百二十九の項中「歯科技工法の一部を改正する法律」の下に「(昭和五十七年法律第一号)」を加え、同表二百三十六の項の次に次のように加える。

二百三十	食品衛生管理 者養成施設 登録申請 手数料	食品衛生法(昭和二十二年法律 第二百三十三号)第四十八条第 六項第三号の規定に基づく食品 衛生管理者養成施設の登録の申 請に対する審査	十五万円	登録申請 のとき。
二百三十	食品衛生管 理者講習会 登録申請手 数料	食品衛生法第四十八条第六項第 四号の規定に基づく食品衛生管 理者講習会の登録の申請に対す る審査	九万円	登録申請 のとき。

別表第一の二百三十七の項中「(昭和二十二年法律第二百三十三号)」を削り、同表二百四十五の項の次に次のように加える。

--	--	--	--	--

二百	食鳥処理衛	食鳥処理の事業の規制及び食鳥	十五万円	登録申請
四十	生管理者養	検査に関する法律第十二条第五		のとき。
五の	成施設登録	項第三号の規定に基づく食鳥処		
二	申請手数料	理衛生管理者養成施設の登録の		
		申請に対する審査		
二百	食鳥処理衛	食鳥処理の事業の規制及び食鳥	九万円	登録申請
四十	生管理者講	検査に関する法律第十二条第五		のとき。
五の	習会登録申	項第四号の規定に基づく食鳥処		
三	請手数料	理衛生管理者講習会の登録の申		
		請に対する審査		

別表第一の二百四十八の二の項中「第一種フロン類回収業者登録申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第九条第一項」を「第二十七条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に改め、同表二百四十八の三の項中「第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料」を「第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第三十条第一項」に、「第一種フロン類回収業者の」を「第一種フロン類充填回収業者の」に改め、同表二百四十八の六の項の次に次のように加える。

二百	指定調査機	土壌汚染対策法第二十九条の規	三万九百円	指定申請
四十	関指定申請	定に基づく指定調査機関の指定		のとき。
八の	手数料	の申請に対する審査		
七				
二百	指定調査機	土壌汚染対策法第三十二条第一	二万四千八	更新申請
四十	関指定更新	項の規定に基づく指定調査機関	百円	のとき。

八の 八	申請手数料	の指定の更新の申請に対する審査		
---------	-------	-----------------	--	--

別表第一の三百四十六の二の項を次のように改める。

三百 四十 六の 二	長期優良住宅 建築等計 画認定申請 手数料	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 (平成二十年 法律第八十七 号)第五条第 一項から第三 項までの規定 に基づく長期 優良住宅建築 等計画の認定 の申請に対す る審査(三百 四十六の三の 項に係るもの を除く。)	規則で定めると ころにより算定 した建築物の床 面積(以下この 項において「床 面積」という。 一が百平方メー トル以内のもの	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次 に定める額 ア 一戸建 ての住宅 の場合(一 イ及びウ に係るもの を除く。 一 五万 五千元 イ 一戸建 ての住宅 であつて、 住宅の品 質確保の 促進等に 関する法 律(平成 十一年法 律第八十 一号)第 六条第一 項に規定	認定申請 のとき。
---------------------	--------------------------------	---	--	---	--------------

する設計

住宅性能

評価書（

知事が定

める基準

に適合し

ないもの

を除く。

の交付

を受けた

もの

下この項

及び三百

四十六の

四の項に

「おいて

住宅性能

評価適合

住宅」と

い
う。
)

である場

合
(ウに

係るもの

を除く。

二万

四

ウ
一戸建

ての住宅

であつて、

住宅の品

質確保の
促進等に
関する法
律第五
条第一
項に規
定する
登録住
宅性能
評価機
関のう
ち知事
が定め
るもの
により
長期優
良住宅
の普及
促進に
関する
法律第
六条第
一項各
号（第
三号及
び第六
号を除
く。）
に掲げ
る基準
に適合
すると
認めら
れた計
画（以
下この
項及び
三百四
十六

[illegible]

ア	アに掲	除く。）	るものを	び力に係	合（才及	宅等の場	エ 共同住	千円	一万二	ある場合	合計画で	構造等適	長期使用	であつて、	ての住宅	ウ 一戸建	円	二万四千	く。）	ものを除	ウに係る	る場合（	住宅であ	評価適合	住宅性能	であつて、	ての住宅	イ 一戸建	千円	） 七万
---	-----	------	------	------	------	------	-------	----	-----	------	------	------	------	-------	------	-------	---	------	-----	------	------	------	------	------	------	-------	------	-------	----	------

げる額を
 申請に係
 る住戸数
 で除して
 得た金額
 才 共同住
 宅等であ
 って、住
 宅性能評
 価適合住
 宅である
 場合（カ
 に係るも
 のを除く。
 ） 三万
 七千円を
 申請に係
 る住戸数
 で除して
 得た金額
 力 共同住
 宅等であ
 って、長
 期使用構
 造等適合
 計画であ
 る場合
 ウに掲げ
 る額を申
 請に係る

	床面積が二百平方メートルを超える五百平方メートル以内のもの	
ウ 一戸建ての住宅	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 十一万九千円 イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 三万四千円	住戸数で除して得た金額
	認定申請のとき。	

長期使用

構造等適

合計画で

ある場合

一万七

千円

工
共同住

宅等の場

合（才及

び力に係

るものを

除く。

アに掲

げる額を

申請に係

る住戸数

で除して

得た金額

才
共
同
住

宅等であ

つて、
住

宅性能評

適合住

宅である

場合（力

に係るも

のを除く。

六万

三千円を

申請に係る住戸数で除して得た金額 力 共同住宅等であつて、長期使用構造等適合計画である場合に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額	床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） 十八万五千円	認定申請のとき。

る住戸数	で除して	得た金額	才 共同住	宅等であ	って、住	宅性能評	価適合住	宅である	場合（カ	に係るも	のを除く。	） 九万	九千円を	申請に係	る住戸数	で除して	得た金額	力 共同住	宅等であ	って、長	期使用構	造等適合	計画であ	る場合	ウに掲げ	る額を申	請に係る	住戸数で	除して得
------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------	------

床面積が千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅にあつては、千平方メートルを超えるもの）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） ～ 三十万九千円 イ 一戸建ての住宅であつて、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 八万九千円 ウ 一戸建ての住宅であつて、	た金額
	認定申請のとき。	

長期使用 構造等適 合計画で ある場合 千円 三万六 千円 エ 共同住 宅等の場 合（才及 び力に係 るものを 除く。） アに掲 げる額を 申請に係 る住戸数 で除して 得た金額 オ 共同住 宅等であ って、住 宅性能評 価適合住 宅である 場合（カ に係るも のを除く。 ） 十八 万三千円 を申請に
--

係る住戸 数で除し て得た金 額 力 共同住 宅等であ つて、長 期使用構 造等適合 計画であ る場合 ウに掲げ る額を申 請に係る 住戸数で 除して得 た金額	認定申請 のとき。
床面積が三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次に定める額 を申請に係 る住戸数で 除して得た 金額 ア イ又は ウに係る ものの以外 の場合

[illegible]

床面積が一万平方メートルを超える二万平方メートル以内のもの（二戸建ての住宅を除く。）	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア イ又はウに係るものの以外の場合	百八万八千円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 四十七万七千円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 合 十万七千円
認定申請のとき。		

[illegible]

[illegible]

手数料額	ウ
十七の項	の
の	アに規
定する三	百五十七
の二の項	の

もの以外 の場合 三百五十 万五千円 イ 住宅性 能評価適 合住宅で ある場合 (ウに係 るものを 除く。) 百四十 二万三千 円 ウ 長期使 用構造等 適合計画 である場 合 二十 二万七千 円

別表第一の三百四十六の三の項中「及びウ」を削り、

を
手

に掲げる
手数料額
の消費税
法（昭和
六十三年
法律第百
八号）の
規定に基
づく消費
税及び地
方税法（
昭和二十
五年法律
第二百二
十六号）
の規定に
基づく地
方消費税
に相当す
る額

数料額

に改め、同表三百四十六の四の項を次のように改める。

三百	長期優良住	長期優良住宅	規則で定めると	八千円と次	変更認定
四十	宅建築等計	の普及の促進	ころにより算定	に掲げる額	申請のと
六の	画変更認定	に関する法律	した変更に係る	を合算した	き。
四	申請手数料	第八条第二項	建築物の床面積	額（共同住	
		において準用	（以下この項に	宅等の場合	

する同法第五	第三条第一項から第三項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（三百四十六の五の項に係るものを除く。）	において「床面積」という。）が百平方メートル以内のもの	にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額）
イ 住宅性能評価適	九千円	ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第一号に係る変更（以下「第一号変更」という。）の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	イ 住宅性能評価適

合住宅に

係る第一

号変更の

場合 一

万千円（

一戸建て

の住宅の

場合にあ

っては、

三千円）

ウ 長期優

良住宅の

普及の促

進に関する

る法律第

六条第一

項第二号、

第四号又

は第五号

に係る変

更（以下

「第二号

等変更」

という。

）の場合

（長期使

用構造等

適合計画

である場

合を除く。

（六千円） エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第六条第一項第三号に係る変更（以下「第三号変更」という。） の場合 二十円	床面積が百平方メートルを超える二百平方メートル以内のもの	一万円と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額） ア 第一号 変更の場合	変更認定申請のとき。
--	-------------------------------------	---	-------------------

係るもの

使用構造

画である

$$\begin{array}{c} \angle \\ \circ \\) \end{array}$$

門

能評価適

係る第一

場合一

二戸建

の場合に

あつては、

四千円)

等変更の

期使用構

計画であ

除く。

床面積が二百平方メートルを超える五百平方メートル以内のもの	一万四千元と次に掲げる額を合算した額（共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額）	変更認定申請のとき。
エ 第三号変更の場合 合 二千円	ア 第一号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 九万二千円	

イ 住宅性能評価適合住宅に係る第一号変更の場合 三万六千円（一戸建ての住宅の場合にあつては、七千円）	ウ 第二号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	エ 第三号変更の場合 二千万円	床面積が五百平方メートルを超え千平方メートル以内のもの
変更認定申請のとき。	変更認定申請のとき。	二万四千円と次に掲げる額を合算した額（共	

同住宅等の
場合にあつ
ては、合算
した額を申
請に係る住
戸数で除し
て得た金額
（ア 第一号
変更の場
合（イに
係るもの
及び長期
使用構造
等適合計
画である
場合を除
く。）
十四万三
千円
イ 住宅性
能評価適
合住宅に
係る第一
号変更の
場合 五
万七千円
（一戸建
ての住宅
の場合に

あつては、 一万千円 ） ウ 第二号 等変更の 場合（長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。） 一万六 千円 エ 第三号 変更の場 合 二千 円	変更認定 申請のと き。
床面積が千平方 メートルを超え 三千平方メート ル以内のもの（ 一戸建ての住宅 の場合にあつて は、千平方メー トルを超えるも の）	三万四千円 と次に掲げ る額を合算 した額（共 同住宅等の 場合にあつ ては、合算 した額を申 請に係る住 戸数で除し て得た金額 ）

ア	第一号	変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	二十九万 千円	イ	住宅性能評価適合住宅に係る第一号変更の場合	十 一万六千 円（一戸 建ての住 宅の場合 にあつて は、二万 千円）	ウ	第二号	等変更の場合（長期使用構造等適合
---	-----	-------------------------------------	------------	---	-----------------------	--	---	-----	------------------

計画である場合を除く。） 三万円 エ 第三号 変更の場合 合 二万円	床面積が三千平方メートルを超える五千平方メートル以内のもの（一戸建ての住宅を除く。） 六万二千元と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第一号 変更の場合 合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 五十三万円 イ 住宅性	変更認定申請のとき。
---	---	-------------------

[illegible]

変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	九十二万八千円	イ 住宅性能評価適合住宅に係る第一号変更の場合 三十一万七千円	ウ 第二号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	五万二千円	エ 第三号
-------------------------------------	---------	---------------------------------	-----------------------------------	-------	-------

[illegible]

[illegible]

使用構造	等適合計	画である	場合を除	く。）	二百五十	二万四千	円	イ 住宅性 能評価適 合住宅に 係る第一 号変更の 場合 八 十三万八 千円	ウ 第二号 等変更の 場合（長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。）	エ 第三号 変更の場 合 二千 円
------	------	------	------	-----	------	------	---	---	---	----------------------------

床面積が三万平方メートルを超えるもの（一戸建ての住宅を除く。）	二十二万五千円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額	変更認定申請のとき。
ア 第一号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。）	三百十二万千円	
イ 住宅性能評価適合住宅に係る第一号変更の場合	百三万九千円	
ウ 第二号		

等変更の 場合（長 期使用構 造等適合 計画であ る場合を 除く。） 十五万 七千円 エ 第三号 変更の場 合 二千 円

別表第一の三百四十六の五の項中「及びウ」を削り、

手数料額	ウ	三百五	十七の項	のアに規	定する三	百五十七	の二の項	に掲げる	手数料額	の消費税	法の規定	に基づく	消費税及	び地方税	法の規定
------	---	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

を

手

に基づく
地方消費
税に相当
する額

数料額

に改め、同表三百四十九の項中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改め、同表三百五十の項中「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同表三百五十一の項及び三百五十二の項中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「基づく取引主任者証」を「基づく宅地建物取引士証」に改め、同項の次に次のように加える。

三百	宅地建物取	宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）	四千五百円	再交付申請のとき。
五十	引士証の再	第十四条の十五第一項の規定に基づき宅地建物取引士証の再交付の申請に対する審査		
二の	交付申請手			
二	数料			

別表第一の三百五十七の項を次のように改める。

三百	建築物に關	建築基準法第	規則で定めると	次に掲げる	確認申請
五十	する確認申	六条第一項（	ころにより算定	区分に応じ、	又は計画
七	請又は計画	同法第八十七	した床面積の合	それぞれ次	通知のと
	通知手数料	条第一項にお	計（以下この項	に定める額	き。
		いて準用する	において「床面	ア 構造計	
		場合を含む。	積の合計」とい	算書又は	
		ゝの規定に基	う。）が三十平	これに準	
		づく建築物に	方メートル以内	ずるもの	
		関する確認の	のもの	（以下こ	

[illegible]

項中

手数料額
ウ 三百五
十七の項
のアに規
定する三
百五十七
の二の項
に掲げる
手数料額
の消費税
法の規定
に基づく
消費税及
び地方税
法の規定
に基づく
地方消費
税に相当
する額

を

手数料額

に改める。

に基づく
消費税及
び地方税
法の規定
に基づく
地方消費
税に相当
する額

別表第二の十の項中「宅地建物取引主任者資格試験」を「宅地建物取引士資格試験」に改める。

(奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正)

第二条 奈良県産業振興総合センター手数料条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表の二の五の(二)中「一試料」の下に「一視野」を加え、「六千七百七十円」を「五千七百円。ただし、視野追加を行うものにあつては一視野につき千七百円を、元素分析を伴うものにあつては一視野につき千七百円を、マッピングを伴うものにあつては一視野につき三千四百円を加算する。」に改め、同表の二の5中(五)を(六)とし、(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 電子顕微鏡試験(破面観察) 一試料一箇所につき 一万八千百円

別表の二の7の(五)を次のように改める。

(五) 耐久性試験 一試料二十四時間ま 二千七百円。ただ

で し、以後二十四時

間ごとにつき千二百円を加算する。

別表の二の7の(七)を次のように改める。

(七) ガス透過率試験 一試料につき 三千六百円

別表の二の7に次のように加える。

(九) 厚さ測定試験 一試料につき 千九百円

別表の二の11中(三)を削り、(四)を(三)とし、同表の二中12を削り、13を12とし、12の次に次のように加える。

13 温度測定試験 一件につき 千五百四十円

別表の二中14を削り、15を14とし、16を15とし、同表中三を削り、四を三とし、五から十八までを四から十七までとする。

(奈良県警察手数料条例の一部改正)

第三条 奈良県警察手数料条例(平成十二年三月奈良県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第八条の表七の項中「及び法第五条の二第三項第二号」を「並びに法第五条の二第三項第二号及び第三号」に改める。

第九条の表十四の項中「七百五十円」を「六百七十五円」に改め、同表十六の項中「五千八百円」を「五千六百元」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に改める。

第十条第二項の表一の項中

四千六百元
(法第九十
七条第一項
第二号に掲
げる事項に
ついて行う
試験を公安
委員会が提
供する自動
車を使用し
て受ける場
合にあつて
は、七千七
百元)

を

四千四百円
(法第九十
七条第一項
第二号に掲
げる事項に
ついて行う
試験を公安
委員会が提
供する自動
車を使用し
て受ける場
合にあつて
は、七千四
百元)

に、

百円	
を	
千七百五十 円	千八百五十 円

に、「三千五十円」を「三千百円」に、「三千

千九	千八
----	----

第六百九十一項

四千五百五十円（法第九十七條第

法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合	千九百円
-------------------------	------

を

法第九十七條の二第一項の規定の適用を受ける場合	千八百五十円
-------------------------	--------

に、

四千（法第二條第七條）
づける試験委員供す車を受合には、
百五

五十円（を二千九百五十円（に、「四千六百円）」を「四千五百円）」に、

号に掲
事項に
て行う
を公安
会が提
る自動
使用し
ける場
あつて
七千六
十円）

を

一項第二号
に掲げる事
項について
行う試験を
公安委員会
が提供する
自動車を使
用して受け
る場合に
あつては、七
千六百五十
円）

に、「三千円」を「二千八百五十円」に、「四千五

百五十円」を「四千四百円」に改め、同表二の項中「三千八百五十円」を「三千六百五十円」に、「六千九百五十円」を「六千六百五十円」に、「四千五十円」を「三千八百五十円」に、「四千九百円」を「四千七百五十円」に改め、同表三の項中「二千八百円」を「二千八百五十円」に、「千七百円」を「千七百五十円」に、「三千二百五十円」を「三千三百円」に、「千円」を「千五十円」に改め、同表五の項中「三千六百円」を「三千五百円」に改め、同表九の項中「千五百五十円」を「千四百五十円」に、「三千百円」を「三千円」に改め、同表十の項中「千二百円」を「千百円」に改め、同表十一の項中「二万三千五百円」を「二万三千四百五十円」に、「二万八
百五十円」を「二万七千七百円」に改め、同表十二の項中「千二百円」を「千百円」に改め、同表十三の項中「一万五千元」を「一万四千九百五十円」に、「九千四百五十円」を「九千四百円」に、「一万二千八百五十円」を「一万二千七百五十円」に改め、同表十五の項中「講習一時間について七百円」を「講習一時間について七百五十円」

に、	
法第百八条の二第二項第二号に掲げる講習	講習一時間について二 千四百五十 円

を	
法第百八条の二第一掲げる講習	

項第二号に	講習一時間
について二	千三百五十
円	

に、「二千二百円」を「二千百円」に、「四千七百円」

を「四千六百五十円」に、「四千百五十円」を「四千百円」に、「四千五十円」を「四千円」に、「三千百五十円」を「三千百円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に、「二千百円」を「二千五十円」に、「二千七百五十円」を「二千七百円」に、「

二千六百円」を「二千五百五十円」に、

原動機付自	講習一時間
転車免許に	について二
係る講習	千四百五十
	円

を

原動
転車
係る

機付自	講習一時間
免許に	について二
講習	千四百円

に、

六百円
九百五十円

を

五百円
八百円

に、「千五百

円」を「千三百五十円」に、「九百五十円」を「八百円」に、「五千八百円」を「五千六百円」に、「五千三百五十円」を「五千二百円」に、「二千三百五十円」を

「二千二百五十円」に、

法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習		
一万三千三百五十円（	当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則第八条第二項に定めるものである場合には、九	受講のとき。
千二百円）		

法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習		
一万三千二百円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則第八条第二項に定めるものである場合にあつて	受講のとき。	

を

に改め、同表

	は、九千五十円）	
法第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習	講習一時間について千九百円	受講のとき。

十六の項中「八百五十円」を「九百円」に改め、同条第三項の表一の項中「四千百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百元」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表二の項中「七千元」を「六千七百元」に、「六千四百円」を「六千百元」に、「二千二百円」を「二千百元」に、「七千八百円」を

二千百円	千八百五十円	二千百円
------	--------	------

「七千四百円」に改め、同表三の項及び四の項中

二千四百十円	千九百五十円	千九百五十円
--------	--------	--------

五	十	十
---	---	---

に改め、同表五の項中

二千二百五十円	二千円	二千二百五十円
---------	-----	---------

を

二千円	千九百五十円	二千五百円
-----	--------	-------

に改め、同表

六の項中「千八百五十円」を「千七百五十円」に、「千九百五十円」を「二千百円」に、「二千四百五十円」を「二千五百五十円」に、「三千百五十円」を「三千七百円」に改め、同表七の項中「二千七百円」を「二千五百五十円」に改め、同表の備考一中「二千九百五十円」を「二千八百円」に、「九百円」を「八百五十円」に、「三千五十円」を「三千百円」に改め、同表の備考二中「三百五十円を、普通自動車免許」を「五百五十円を、普通自動車免許」に、「二百円」を「三百五十円」に改め、同条第四項の表一の項中「四千百五十円」を「四千元」に、「三千七百五十円」を「三千六百元」に、「四千四百五十円」を「四千二百五十円」に改め、同表二の項中「千四百五十円」を「千三百五十円」に、「千四百円」を「千二百五十円」に、「千五百円」を「千三百円」に、「千九百円」を「二千五十円」に改め、同表三の項中「千三百五十円」を「千二百五十円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「千五百円」を「千二百五十円」に改め、同表四の項及び五の項中「千四百五十円」を「千五百五十円」に、「千二百円」を「千三百五十円」に、「千二百五十円」を「千三百円」に改め、同表

「			」		
六の項中			に改め、同表七の項中「二千七百		
千三百五十	千百五十円	千百五十円	千四百円	千三百円	千二百円
を			」		

円」を「二千五百五十円」に改め、同表の備考一中「三千元」を「二千八百五十円」に、「九百五十円」を「九百円」に、「千五十円を、大型自動車第二種免許等」を「千百円を、大型自動車第二種免許等」に、「三千五十円」を「三千百五十円」に改め、同表の備考二中「百円を、普通自動車免許」を「二百五十円を、普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中奈良県手数料条例別表第一の改正規定（同表の三百四十六の三の項を改める部分、同表の三百四十六の五の項を改める部分、同表の三百五十七の項を改める部分、同表の三百五十七の二の項を削る部分、同表の三百六十五の項を改める部分、同表の三百九十八の項の次に次のように加える部分、同表の三百九十九の三の項を改める部分（「三百九十九の二の項」を「三百九十九の二の二の項」に改める部分を除く。）及び同表の三百九十九の五の項を改める部分に限る。）及び第三条中奈良県警察手数料条例第十条第二項

の表十五の項の改正規定（

法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習		
	一万三千三百五十円（ 当該講習が 運転免許に 係る講習等 に関する規 則第八条第 二項に定め るものであ る場合に あつては、九 千二百円）	受講の き。

法第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習

一万三千二百円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則第 八条第二項	受講の き。
---	-----------

と

を

に改める部

法第百八条の二第二項第十四号に掲げる講習		
に定めるものである場合にあつては、九千五十円）	講習一時間について千九百円	
	受講のとき。	

分に限る。）は、同年六月一日から施行する。

（奈良県手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行前にした知事に対する申請等に係る手数料の額については、この条例による改正後の奈良県手数料条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（奈良県警察手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二第一項第八号に掲げる講習の受講申込みをしている者の当該講習に係る手数料額については、なお従前の例による。